

神川町議会パブリック・コメント手続実施要綱

令和8年9月1日

議会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、神川町議会が行うパブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町民に開かれた議会運営を推進し、議会の説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリック・コメント手続」とは、議会の重要な施策等の形成過程において、その案及び関連資料を公表し、町民等から意見等を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する議会の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げる議会の重要な施策等（以下「施策等」という。）とする。

- (1) 議会基本条例その他議会の基本となる条例の制定、改正又は廃止
- (2) 議会運営に関する重要な条例、規則その他の規程
- (3) 議会が策定する基本的な計画又は指針
- (4) その他議長が必要と認めるもの

2 次に掲げるものについては、この制度の対象としない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令その他の規定により、縦覧等のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの

(案の公表)

第4条 議長は、施策等について意思決定を行おうとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案に係る議会の考え方
- (3) 町民等が案を理解するために必要な参考資料

3 前項の規定による公表は、議長が指定する場所での閲覧、町のホームページ等に掲載その他議長が定める方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第5条 議長は、案の公表の日から30日以上の間を設けて、案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるほか、議長が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、意見等を提出する際に、住所、氏名その他町民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意見等の取扱い)

第6条 議長は、提出された意見等を十分考慮して意思決定を行うものとする。

2 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、その内容に対する議会の考え方は、次条の規定により公表するものとする。

(結果の公表)

第7条 議長は、施策等について意思決定を行ったときは、提出された意見等、当該意見等に対する議会の考え方及び案を修正した場合における当該修正内容を公表するものとする。ただし、個人情報その他公表することが適当でない事項は除く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。